

○動物実験協議会細則

(平成15年10月1日細則第139号)

改正 平成18年2月24日細則第15号 平成18年12月28日細則第128号

平成20年3月31日細則第61号 平成22年3月25日細則第45号

平成25年3月28日細則第10号 平成30年3月30日細則第47号

(趣旨)

第1条 動物実験実施規程(平成15年規程第129号)第18条第5項の規定に基づき、動物実験協議会(以下「協議会」という。)の構成その他必要な事項について定める。

(構成)

第2条 協議会は、議長及び第4条に規定する協議員をもって構成する。

(議長)

第3条 議長は、理事(安全管理担当)をもって充てる。

2 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ指名する協議員がその職務を代行する。

(協議員)

第4条 協議員は、次に掲げる者とする。

(1) 動物実験監督者

(2) 動物実験審査委員会委員(前号の者を除く)のうちから所長が推薦する者 各1名

(3) 研究所内外の有識者等のうちから、理事長が指名又は委嘱する者 4名以内

(4) 総務部長

(5) 人事部長

(6) 安全管理部長

2 前項第3号に掲げる協議員の任期は、2事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

2 協議会は、協議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、協議員以外の研究所内外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議員の謝金及び旅費)

第6条 協議会に出席する協議員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

2 協議員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準(平成15年細則第69号)の定めるところによる。

(協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、安全管理部生物安全課が行う。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日細則第15号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日細則第128号）

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日細則第61号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日細則第45号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日細則第10号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日細則第47号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。